

第4章 地域福祉推進のための仕組みづくり

1 計画の推進体制

この計画を推進するために、地域福祉を推進するさまざまな担い手による計画の推進体制を整備し、多様な意見・要望等を計画推進に反映させるとともに、施策展開において連携した取り組みを推進します。

(1) 地域福祉計画推進委員会（庁外組織）

関係機関・団体及び学識経験者等で構成し、施策の実施状況、各地域・団体等の取り組み状況を報告し合うことにより、地域福祉の取り組みに関する情報を共有するとともに、地域福祉の推進課題やニーズの提示、必要な推進策の提案等に関して意見を交換するなど、計画を推進するさまざまな担い手が参加、連携・協力できる体制を整備します。

- ・ 計画の推進に関する連絡・調整
- ・ 福祉課題を解決するための仕組みの検討
- ・ 計画を推進するために必要な事項の検討

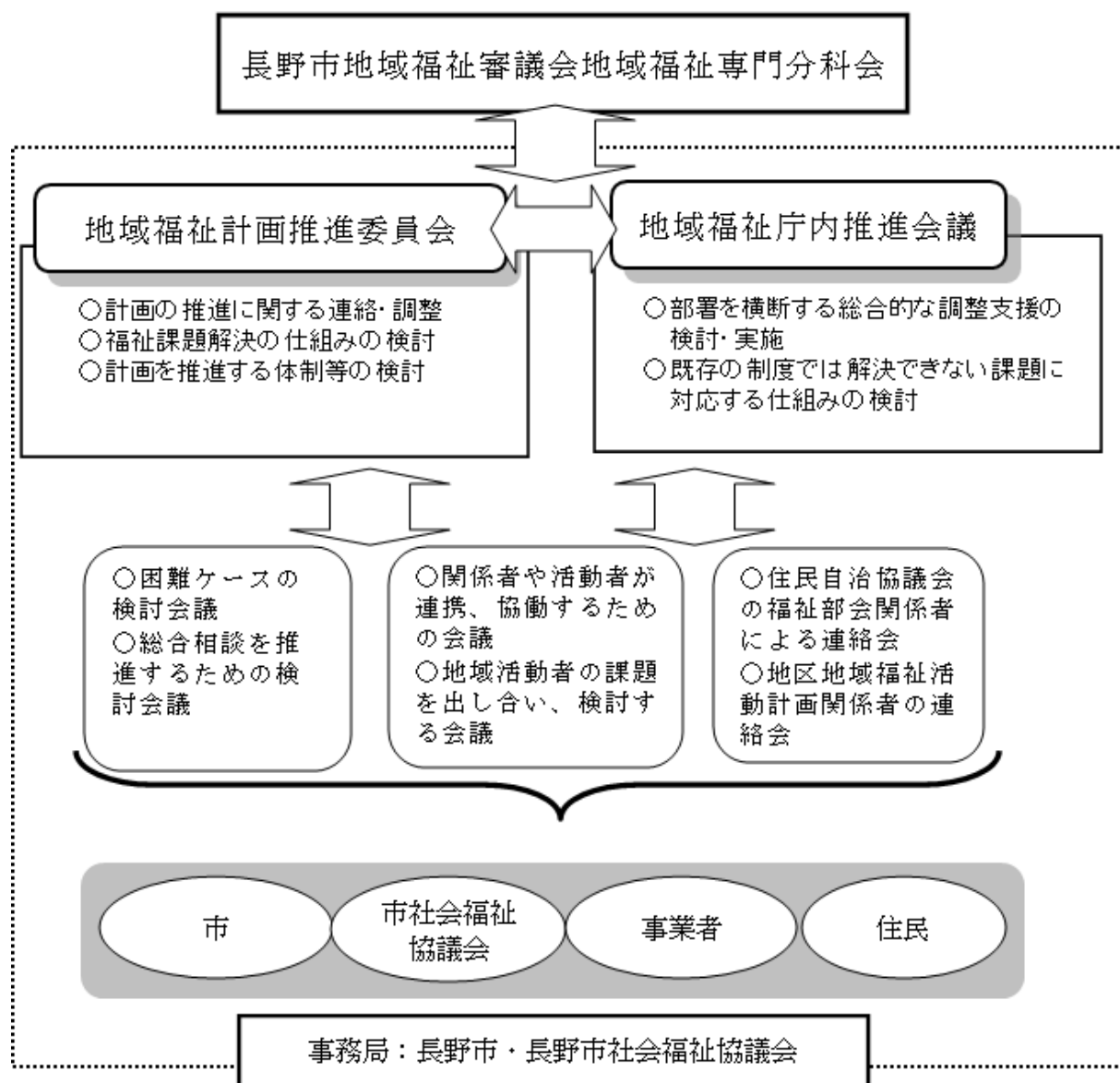
(2) 地域福祉庁内推進会議（庁内組織）

改善すべき課題を共通認識しながら地域福祉の視点に基づく施策の見直しや弾力的な展開を図ります。また、地域において解決が困難な生活課題や既存の施策では対応が困難な問題を総合的に調整できる方策等を検討していきます。

(3) 長野市社会福祉審議会地域福祉専門分科会（庁外組織）

施策の実施状況、取り組み成果や課題、推進策の提案など、「地域福祉計画推進委員会」及び「地域福祉庁内推進会議」での成果を踏まえた上で、計画の推進に当たって市に意見や要望、提言を行います。

【推進体制のイメージ】



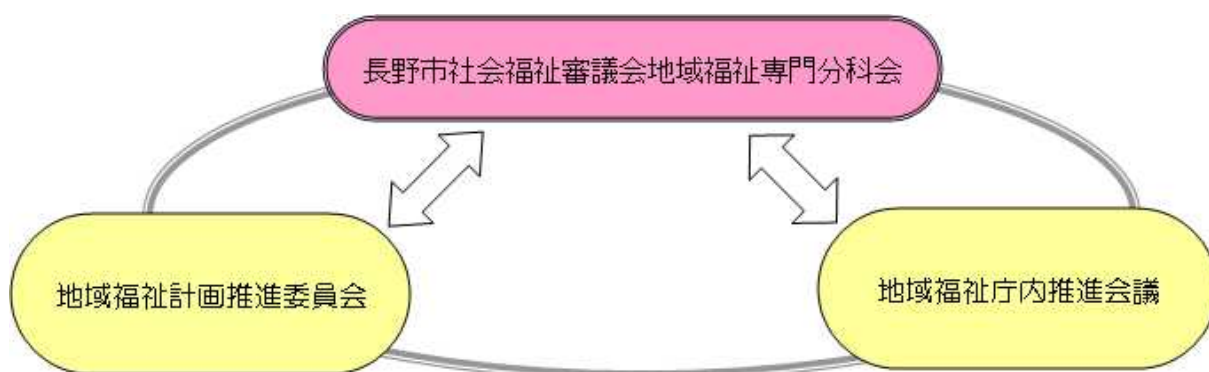
市社会福祉協議会の役割

市社会福祉協議会は、地域福祉活動が確実に円滑に推進されるよう、本計画及び長野市社会福祉協議会総合計画に基づき、市や住民組織、福祉サービス事業者と連携した積極的な事業推進に努めます。また、計画の推進、見直しに当たっては、行政と協働で事務局を担います。

2 計画の進行管理・評価体制

この計画の進行を管理し、実施成果を評価するために、長野市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において施策の実施状況、取り組み成果や課題、推進策の提案など、「地域福祉計画推進委員会」での成果及び「地域福祉庁内推進会議」での内部評価を踏まえた上で、計画の進行管理及び実施成果の評価を行ないます。また、数値的な評価方法だけでなく、内容を重視した評価が行えるよう評価方法の開発と実施を行っていきます。

【進行管理・評価体制図】



【進行管理・評価方法イメージ図】

